



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ディースリー
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕二
(JASDAQ・コード4311)
問合せ先
取締役コーポレート本部長 小嶋 正樹
(電話番号 03-5428-8830)

当社の完全子会社化のための定款一部変更等 及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、当社定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付普通株式（下記において定義します。）の全部の取得について、平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 18 回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更（定款一部変更の件 A 及び B）

1. 定款一部変更の件 A

(1) 変更の理由

平成 21 年 3 月 17 日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、株式会社バンダイナムコゲームス（以下、「バンダイナムコゲームス」といいます。）は、平成 21 年 2 月 13 日から当社普通株式に対し公開買付けを行い、平成 21 年 3 月 24 日（決済開始日）をもって、当該応募株式を取得しております。その結果、バンダイナムコゲームスは当社普通株式の 95.02%（発行済株式総数に対する所有割合）を保有するに至っております。

バンダイナムコゲームスは、当該株式の取得後、当社の企業価値のより一層の向上を図るために、迅速かつ機動的な事業遂行が可能となるよう、当社を完全子会社化し、非上場とすることを検討してまいりました。

当社といたしましても、当社の企業価値の一層の向上を実現するためには、短期的な業績に左右されることなく迅速かつ機動的に改革を行うことで当社の経営基盤の一層の強化を図り、さらに安定的な事業遂行を可能とする体制を構築することが望ましいとの結論に至っております。

以上を踏まえ、当社は、以下の方法により当社がバンダイナムコゲームスの完全子会社となることといたしました（以下の①乃至③を総称して「本定款一部変更等」といいます。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設します。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設し

ます。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主（当社を除きます。）から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主に対して、取得対価として当社種類株式を交付します。この際バンダイナムコゲームス以外の各株主に対して交付される当社種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

定款一部変更の件 A は、本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容の A 種種類株式を設けることとしております。なお、下記Ⅱ、「全部取得条項付普通株式の取得」でご説明申しあげますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は A 種種類株式としております。

会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）、上記のとおり、バンダイナムコゲームス以外の各株主に対して取得対価として交付される当社 A 種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。株主に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各株主が保有する当社普通株式数に 62,000 円（バンダイナムコゲームスが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更の件 A は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A 種種類株式についての規定を設けるほか、株券電子化に伴う定款変更も含めた所要の変更を行うものです。また、併せてその他の文言の修正等所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は84,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は84,000株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は42,000株、A種類株式の発行可能種類株式総数は42,000株とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(A種類株式)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、残余財産を分配するときは、A種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。<u>A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③当社の株主名簿及び<u>新株予約権原簿の作成並</u></p>

じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条

当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条

当会社は、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項並びに定款に別段の定めのあるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(新設)

(新設)

びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条

当会社の株式に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条

当会社は、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②（現行どおり）

(種類株主総会)

第 16 条の 2

第 13 条、第 14 条及び第 16 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

②第 15 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

③第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

附則

第 1 条

当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他

	<p><u>の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿への記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除するものとする。</u></p>
--	---

2. 定款一部変更の件 B

(1) 変更の理由

定款一部変更の件 A でご説明申しあげておりますとおり、当社が企業価値の一層の向上を図るためには、当社がバンダイナムコゲームスの完全子会社となることが最良であると考えております。

定款一部変更の件 B は、本定款一部変更等のうち②として、定款一部変更の件 A による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第7条の2を新設するものであります。定款一部変更の件 B が承認された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等の②の後、株主総会の決議によって当社は株主（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本定款一部変更等の③）、当該取得と引換えに当社が株主に交付する取得対価は、定款一部変更の件 A における定款変更案により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主に交付するA種種類株式の数は、バンダイナムコゲームス以外の各株主に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、1,035分の1株としております。

なお、定款一部変更の件 B に係る定款変更の効力発生日は、平成21年7月24日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。定款一部変更の件 A の変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、定款一部変更の件 B にかかる定款変更の効力発生は、定款一部変更の件 A のご承認が得られること、及び普通株主による種類株主総会において定款一部変更の件 B の追加変更案と同内容の変更案の議案のご承認が得られることを条件といたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款一部変更の件 A による変更後の定款	追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第 7 条の 2</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 1,035 分の 1 株の割合をもって交付する。</u>

3. 定款一部変更の件 A 及び B に関する日程の概略 (予定)

上記定款一部変更の件 A 及び B に関する日程の概略 (予定) は以下のとおりです。

第 18 回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催日	平成 21 年 6 月 19 日 (金)
定款一部変更の件 A の効力発生日	平成 21 年 6 月 19 日 (金)
定款一部変更の件 B の効力発生日	平成 21 年 7 月 24 日 (金)

II. 全部取得条項付普通株式の取得

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記定款一部変更の件 A でご説明申し上げておりますとおり、当社が企業価値の一層の向上を図るためには、当社がバンダイナムコゲームスの完全子会社となることが最良であると考えております。

全部取得条項付普通株式の取得は、本定款一部変更等のうち③として、会社法第 171 条並びに定款一部変更の件 A 及び定款一部変更の件 B による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主 (当社を除きます。) から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主に対し取得対価を交付するものであります。

定款一部変更の件 B により変更後の定款の規定に基づき、上記の取得対価としては、定款一部変更の件 A における定款変更案により設けられる A 種種類株式とし、全部取得条項付普通株式 1 株につき交付される A 種種類株式の数は 1,035 分の 1 株とさせていただきます。この結果、バンダイナムコゲームス以外の各株主に対して取得対価として交付される当社 A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定であり、このように交付される A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主に関しては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の件が承認された場合に、株主に交付されることとなる 1 株未満の端数の合計数 (会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られる場合には、各株主が保有する当社普通株式数に 62,000 円 (バンダイナムコゲームスが当社普通株式に対して

公開買付けを行った際の買付価格) を乗じた金額に相当する金銭を各株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその交付に関する事項

会社法第 171 条並びに定款一部変更の件 A 及び定款一部変更の件 B による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主（当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 1,035 分の 1 株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成 21 年 7 月 24 日といたします。

(3) その他

本議案に定める全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件 B に定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は平成 21 年 6 月 20 日から平成 21 年 7 月 16 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 7 月 17 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

III. 本定款一部変更等の日程の概要（予定）

第 18 回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会の基準日	平成 21 年 3 月 31 日（火）
第 18 回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 21 年 5 月 19 日（火）
第 18 回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催	平成 21 年 6 月 19 日（金）
整理銘柄への指定	平成 21 年 6 月 20 日（土）
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	平成 21 年 7 月 16 日（木）
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	平成 21 年 7 月 17 日（金）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	平成 21 年 7 月 23 日（木）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の効力発生日	平成 21 年 7 月 24 日（金）

以 上